

長浜市選挙管理委員会告示第59号

令和8年7月19日執行の長浜市議会議員一般選挙における共通投票所を開く時刻を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条の2第6項の規定において準用する同法第40条第1項の規定により、次のとおり繰り下げる。

令和8年7月12日

長浜市選挙管理委員会委員長 河崎 顯了

1 開く時刻を繰り下げる投票所

共通投票所 イオン長浜店（2階特設会場）

2 投票所を開く時刻

午前10時